

富士河口湖町と住宅金融支援機構が連携

令和6年4月版
www.flat35.com

マイホーム取得をご検討中のみなさまへ

UIJターンなど移住を
ご検討中の方に！



【フラット35】 地域連携型 (UIJターン)

当初**5**年間の
借入金利

年**0.25%**引下げ

【フラット35】S や【フラット35】子育てプラス
との併用でさらに金利引下げ！

※ 1【フラット35】Sと【フラット35】子育てプラスの併用も可能

※ 2【フラット35】地域連携型とは、子育て支援や空き家対策等に積極的な取組を行う地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による補助金交付などとセットで【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

○富士河口湖町新築住宅建築等奨励金交付事業


のご相談は



政策企画課企業誘致・まちづくり推進係

☎ 0555-72-1129



【フラット35】に関するご相談は  住まいのしあわせを、ともにつくる。住宅金融支援機構

お客さまコールセンター

☎ **0120-0860-35** (通話無料)

営業時間 9:00~17:00 (祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。)

ご利用いただけない場合(国際電話など)は、次の番号におかけください。

☎ 048-615-0420 (通話料金がかかります。)



富士河口湖町
TOWN OF FUJIKAWAGUCHIKO



富士河口湖町は、日本のほぼ真ん中、日本最高峰の富士山の北側に位置しています。周りは緑豊かな山々に囲まれ、青木ヶ原樹海に代表される森林と原野があります。富士五湖のうち、河口湖、西湖、精進湖、本栖湖という全く特徴のことになった湖を地域内にもっています。これらの自然がおりなす独特の風景は日本でも屈指の景勝地として高い評価を得ています。



富士河口湖町で利用できる
【フラット35】地域連携型はこちら



富士河口湖町
TOWN OF FUJIKAWAGUCHIKO



住まいのしあわせを、ともにつくる。
住宅金融支援機構

富士河口湖町新築住宅建築等奨励金

【主な要件】

- ① 永住の意思をもって町内に5年以上移住すること（住民登録をして、生活の本拠が町内にあること。）
- ② 自己の移住のために新たに建築した建物または建築後一度も入居していない住宅を購入すること
- ③ 夫婦ともに町外からの転入者であること（奨励金の交付申請日より遡り3年前以降の町外から転入した者や、過去本町に住所があった者で転出から5年以上経過し本町に転入するUターン者も対象となる。）
- ④ 町内にある自治会組織に加入する者。
- ⑤ 住宅の延べ床面積が50㎡以上であること。なお、併用住宅の場合2分の1以上が居住用であること。

【奨励金額】

基本額	30万円	+	加算額	転入時点で同居する 満18歳以下の子ども1人につき5万円
-----	------	---	-----	---------------------------------

【フラット35】地域連携型

ずっと固定金利の安心

【フラット35】
地域連携型
(U・I・Jターン)

金利の引下げ期間

当初**5年間**

金利の引下げ幅

年**0.25%**

【フラット35】S や 【フラット35】子育てプラス

との併用でさらに金利引下げ！

※【フラット35】Sと【フラット35】子育てプラスの併用も可能

※地方公共団体の補助金交付等が終了した場合、受付を終了します。詳細は各地方公共団体にお問い合わせください。

<注意事項> ●【フラット35】地域連携型を利用するには、地方公共団体から「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。●【フラット35】地域連携型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト（www.flat35.com）でお知らせします。また、地方公共団体による補助金の交付等が終了した場合も受付を終了させていただきます。補助金の交付等についての詳細は、各地方公共団体にお問い合わせください。●【フラット35】地域連携型の内容などの詳細は、フラット35サイト（www.flat35.com）をご覧ください。●【フラット35】Sとは、【フラット35】をお申込みのお客さまが、省エネルギー性、耐震性などを備えた質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。●【フラット35】子育てプラスとは、子育て世帯または若年夫婦世帯に対して全国一律で子どもの人数等に応じて一定期間借入金利を引き下げる制度です。詳細は、フラット35サイト（www.flat35.com）でご確認ください。●【フラット35】S、子育てプラス等での金利引下げの適用を希望される場合、一定の基準を満たす必要があります。詳細は、フラット35サイト（www.flat35.com）でご確認ください。●【フラット35】S、子育てプラス等の金利引下げメニューには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。●【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。機構では、申込ご本人またはご親族の方が実際にお住まいになっていることを定期的に確認しています。●外国籍の方が【フラット35】をお申込みになる場合は、通常の申込要件に加えて「永住者」または「特別永住者」の資格が必要です。